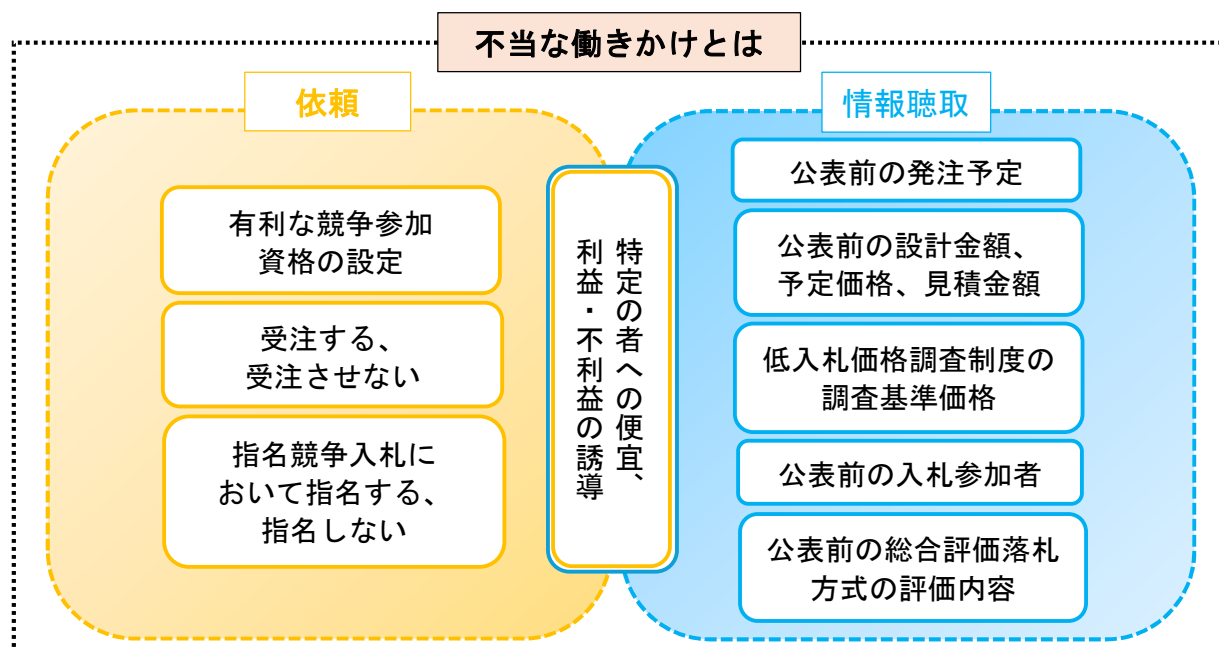


九州森林管理局における発注者綱紀保持対策について

- 1 九州森林管理局では、過去の談合問題の発生に鑑み作成された「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」等により、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化しています。
- 2 林野庁発注事務については、事業者の皆様に対する応接場所の制限、複数の職員での対応、**「不当な働きかけ」があった場合の公表**など、以下の取組を実施しています。

発注者綱紀保持マニュアルによる主な取組

- (1) 事業者の皆様との応接方法について
 - ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
 - ② 複数の職員により対応します。
- (2) 不当な働きかけの記録・公表について
次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、九州森林管理局発注者綱紀保持委員会に報告します。不当な働きかけと認めた場合には、**氏名、日時等及び働きかけの内容を公表します。**



事業者の皆様におかれましては、林野庁における発注者綱紀保持のための取組の趣旨にご理解をお願いいたします。

なお、「九州森林管理局発注者綱紀保持マニュアル」については、以下をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>